

Sapporo Model United Nations Background Guide on The First Half Meeting in 2007

札幌模擬国連 2007 年度前期議題概説書

Nuclear Problems

Whether Nonproliferation or Abolition

核問題 – 不拡散か完廃か –

石倉究 編著



Simulated Conference: The 62nd Session of General Assembly, 1st Committee

Language: Japanese except the chair's language

The chair and the director: ISHIKURA Kiwamu

© 2007 Sapporo Model United Nations
Internet circle.cc.hokudai.ac.jp/smun/
E-mail smun@circle.cc.hokudai.ac.jp

All rights reserved.

Sapporo Model United Nations does not guarantee the accuracy of the data included in this work. The boundaries, colors, denominations, and other information shown on any map in this work do not imply any judgment on the part of Sapporo Model United Nations concerning the legal status of any territory or the endorsement or acceptance of such boundaries.

Rights and Permissions

The material in this work is copyrighted. Copying and/or transmitting portions or all of this work without permission may be a violation of applicable law. Sapporo Model United Nations encourages dissemination of its work and will normally grant permission promptly. All queries on rights and licenses, including subsidiary rights, should be addressed to Sapporo Model United Nations.

多忙を極める中、札幌模擬国連の設立に尽力して下さった外山祐介氏と野呂聡史氏に捧ぐ。

緒言

今回の会議は「核問題 - 不拡散か全廃か -」です。なぜ今回は核問題 — 模擬会議の華 — を選んだと思いますか？「できてまもないこの札幌の地で、わざわざ華の会議をすることもなかろう。もっと他にも簡単な会議はいっぱいあるだろ」と思われる読者諸氏もいるかもしれません。たしかにそうなのです。核問題は「華」なのです。そして美しい「華」にはトゲが多いのも事実です。対立構図が単純そうに見えて争点がはっきりしているように感じるのに、まったく解決への道筋が見えない。これは別に矛盾しているわけではありません。解決困難だからこそ「華」なのです。逆に解決が容易な、もしくは解決の見通しが立っている議題とは、別は大騒ぎするほどの議題ではないのです（もちろん重要ではありますが）。実際、5年に一度のNPT再検討会議は前回の2005年には何の成果もないまま閉会しました。プロの大使でさえ成果の得られない会議を、模擬国連を始めてまだ1年もたっていない私たちにどうしてできるでしょう！

たしかに、この核問題を選んだ理由の一つとして、あなたが今感じているであろう会議へのちょっとした不安があることは確かです。実際の国際会議とは私たちが知性によって認識している難しさをはるかに超越している、ということを実感していただくのです。しかしこの理由は選考基準リストを下から数えた方が早い項目です。

私はみなさんにこの会議を通してこんなことを考えてほしいのです：正義とは何か。この「正義」という子供じみたような常套句を真剣に考えてほしいのです。核会議に限ったことではありませんが、会議ではどの国も自国の正義を信じて臨みます（タブン……）。自分の担当国にとって「正義」とは何か？相手国にとって「正義」とは何か？国際社会にとっては？そしてさらには、自分個人にとっては？この札幌の初夏に考えてほしいのです。

最後に私の座右の銘を紹介して緒言を結びたいと思います。

努力は報われず、正義は滅びる。

少なくとも私はこの言葉と正反対の事態を経験したことはありません。努力は報われるわけではないのです。正義は滅びるものなのです。でもこの言葉は表層上の意味以上のことを語っています。それはこの言葉の後に次のような反語を付け加えればわかるはずです：

それでは努力を放棄して、悪党になっていいのか。

どんなに努力が台無しになろうと、何回正義が滅びても、それでも私たちは努力し続けて正義を勝ち取ろうとしなければならぬ — 。そしてこのことこそ、万物の霊長たる人間の行動であるはずで。

2007 年度札幌模擬国連前期会議監督兼議長
北海道大学農学部 2 年
石倉 究

目次

緒言	4
第1章 核兵器の歴史	7
1.1 第二次世界大戦中	7
1.1.1 核兵器開発への道	7
1.1.2 広島・長崎への原爆投下	7
1.2 国際連盟から国際連合へ	8
1.3 冷戦	8
1.3.1 冷戦の勢力図	8
1.3.2 核開発競争	8
1.3.3 キューバ危機	8
1.3.4 代理戦争	9
1.3.5 キューバ危機以後のアメリカとソ連	9
1.4 START(Strategic Arms Reduction Treaty)の過去と現在	9
1.4.1 第一次戦略兵器削減条約 (STARTI)	9
1.4.2 第二次戦略兵器削減条約 (STARTII)	10
1.4.3 第三次戦略兵器削減条約 (STARTIII)	10
参考文献	10
書籍	10
その他	10
第2章 核兵器に関する条約	11
2.1 NPT(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: 核不拡散条約)	11
2.1.1 条約概観	11
2.1.2 NPTの問題点	13
2.1.3 消極的安全保障と積極的安全保障	13
2.2 CTBT(Comprehensive Nuclear-Test Ban Treaty: 包括的核実験禁止条約)	14
2.2.1 基本的義務	14
2.2.2 各国のCTBTの位置づけ	14
2.2.3 CTBTの問題点	15
2.2.4 検証体制	15
参考文献	15
公式文書	15
書籍	15
第3章 国際機関の解説	16
3.1 IAEA(International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関)	16
3.1.1 IAEAの事業	16
3.1.2 IAEAの課題	17
3.2 ICJ(International Court of Justice: 国際司法裁判所)	17
3.2.1 ICJの管轄権	17
3.2.2 ICJでの当事者適格と裁判手続き	17
3.2.3 ICJの核兵器使用に対する見解	17
3.3 CD(Conference Disarmament: ジュネーブ軍縮会議)	18
3.4 包括的核実験禁止条約機関準備委員会(CTBTO 準備委員会)	18
3.5 UNDC(United Nations Disarmament Commission: 国連軍縮委員会)	19
3.6 国連軍縮問題諮問委員会(UN Secretary-Generals Advisory Board on Disarmament Matters)	19
3.7 UNIDIR(United Nations Institute for Disarmament Research: 国連軍縮研究所)	19
3.8 DDA(Department for Disarmament Affairs: 軍縮局)	19
3.9 GA(General Assembly: 国連総会)	20
3.10 SC(United Nations Security Council: 安全保障理事会)	20
参考文献	20
書籍	20
その他	20
第4章 各国の立場の分析	21
4.1 P5(常任理事国5カ国の総称)	21
4.1.1 アメリカ合衆国	21
4.1.2 イギリス・フランス	22
4.1.3 ロシア	22
4.1.4 中国	22
4.2 NAC(New Agenda Coalition: 新アジェンダ連合)	22
4.2.1 NAC(新アジェンダ連合)とは	22
4.2.2 NAC(新アジェンダ連合)とNPT再検討会議	22
4.2.3 次の目標	23
4.3 NAM(Non-Aligned Movement: 非同盟運動)諸国	23
4.4 NSG(Nuclear Suppliers Group: 原子力供給グループ)	23
4.5 JAC(Japan, Australia, Canada: 日豪加)	23

4.6 N(W)FZ(Nuclear(-Weapon)-Free Zone: 非核(兵器)地帯)設置, または構想段階にある国々	24
参考文献	25
公式文書	25
書籍など	25
その他	25
第5章 その他核廃絶を求める動き	26
5.1 Canberra 委員会報告書	26
5.2 Stimson Center 報告書	26
5.3 米国科学アカデミー報告書	27
参考文献	27
公式文書	27
書籍など	27
第6章 論点	28
6.1 論点	28
6.1.1 不拡散強化	28
6.1.2 核廃絶	28
6.2 今回は扱わない議題(Out of Agenda)	28
6.2.1 宇宙開発	28
6.2.2 核兵器使用に伴う環境問題	28
編集後記	29
鈴木崇祥(第1章担当)	29
立山泰行(第2章担当)	29
笹森奈緒子(第3章担当)	29
あとがき	30



第1章 核兵器の歴史

1.1 第二次世界大戦中

1.1.1 核兵器開発への道

アメリカによる原子爆弾の開発のきっかけとなったのは、先にウランの核分裂実験に成功していたナチス・ドイツによる核兵器開発と原子爆弾の保有を恐れた亡命ハンガリー系ユダヤ人の物理学者レオ・シラード(コロンビア大学研究員)が、1939年同ユダヤ人の物理学者アインシュタインらの署名を借りてフランクリン・ルーズベルト大統領へ核兵器開発を進言する信書を送ったことからです¹。

当初、ルーズベルトは核兵器開発に対して関心を示さず、検討委員会を設ける程度でしたが、1941年にイギリスからユダヤ系の科学者オットー・フリッシュとドルフ・パリエルスの記した核エネルギーの兵器応用アイデアを伝えられ核兵器実現の可能性が高まると、1942年6月、ルーズベルトは国家プロジェクトとしての核兵器の研究と製作着手を決意しました。このアメリカによる核兵器秘密開発プロジェクトは「マンハッタン計画」と呼ばれています。

プロジェクトの実施に当たっては、「陸軍マンハッタン工兵管区」と名称がつけられた組織が行うこととなりました。計画に参加する科学者たちのリーダーに選ばれたのは物理学者のロバート・オッペンハイマーで、様々な有名な科学者、研究者、大学機関などもこのマンハッタン計画に参加することとなりました。このマンハッタン計画には2万人を越える研究者が参加していましたが、この計画の全貌を知るのは、オッペンハイマーただ1人でした。

しかし1945年3月、連合国によりドイツが原子爆弾を開発していない確証が得られたことで、アインシュタインは原子爆弾製造計画の中止を求める内容の手紙をルーズベルト宛に書きました²が、ルーズベルトに読まれることありませんでした。そしてドイツは1944年5月、アメリカが原子爆弾を完成させる前に無条件降伏をしました。科学者の中でこの兵器の使い道について疑問視する声が開けるようになり、もう原爆の開発を続ける必要はないのではとの声もありました。しかし原爆の開発は進められ、1945年7月16日、ついに3個の原子爆弾が完成しました。

1.1.2 広島・長崎への原爆投下

ついに完成した3つの原子爆弾。その中の1つは当日のうちに、アメリカ・ニューメキシコ州アラモゴード砂漠のホワイトサンズ射撃場での世界最初の原子爆弾投下実験に使用されました(トリニティ実験)³。

残り2つの原子爆弾のうち、ウラン型原子爆弾は「リトルボーイ」、プルトニウム型原子爆弾は「ファットマン」というコードネームを付けられ、リトルボーイは1945年8月6日に広島へ、ファットマンは同年8月9日に長崎へそれぞれ投下されました。

早朝の都市を襲った新型爆弾は、炸裂⁴と同時に都市機能や住居を壊滅させ、多くの人命を奪いました。

6日に原爆を投下された広島市では、爆心地の500m圏内では閃光と衝撃波が殆ど同時に訪れたといわれています。巨大な爆風圧が建築物の大半を一瞬にして破壊し、木造建築は全数が全壊、鉄筋コンクリート建築である産業奨励館⁵は垂直方向に衝撃波を受け、建物の天蓋部は鉄骨を残して消失し、一部の外壁を残して大破しました。橋の石製の欄干も爆風で飛ばされ、また強力な熱線により屋外にいた人は全身の皮膚が炭化し、体内組織の水分までが奪われていました。その苦悶に満ちた姿の形状を示す「水気の無い黒焦げの遺骸」が道路などに大量に残されていました。

原爆が炸裂した頃、爆心地を通過していた路面電車は炎上したまま、黒焦げの遺骸を乗せて慣性力で暫く走り続けていました。吊革を手で持った形のままの人や、運転台で操縦桿を握ったまま死んだ運転士もありました。

同年8月15日、アメリカによる原子爆弾の投下により世界唯一の被爆国となった日本はポツダム宣言を受け入れ、無条件降伏をしました。戦争が終わったあとも、放射能による後遺症⁶で多くの人々が命を落とし、病に蝕まれました。

¹ アインシュタイン書簡

レオ・シラード、エドワード・テラー、ユージン・ウィグナーが、ドイツの脅威、天然ウラン爆弾・天然ウラン原子炉の可能性等を執筆しました。シラードの下書きにアインシュタインが署名し、大統領への取次ぎをアレクサンダー・ザックスに依頼しました。ただし、アインシュタイン自身はマンハッタン計画には参加していません。

² 後日、アインシュタインはライナス・ポーリングに宛てた手紙で「私は人生で間違いを一つ犯しました。ルーズベルト大統領に対して、原子爆弾を造るよう勧める手紙に署名したことです。」と送っています。

³ 投下された原爆のコードネームは「ガジェット」と呼ばれています。後に長崎へ投下される「ファットマン」のプロトタイプで、同型の原爆は長崎型を含め、合計3発が製造されています。

⁴ 「リトルボーイ」は低高度で炸裂した為に雲は地表に接し、爆心地に強烈な放射能をもたらしました。発生したキノコ雲は急速に上昇し、湿った熱気は上空で冷やされ雨を降らせた。その雨は爆風が舞い上げた大量の粉塵・煙を含み、粘り気のある真っ黒で大粒の雨となりました。そのため、この雨は「黒い雨」といわれています。

⁵ 原爆ドーム。世界遺産に指定されています。

⁶ 熱傷、放射能症による白血病や癌、胎内被爆、原爆症など。

1.2 国際連盟から国際連合へ

1945 年 8 月 15 日に、日本が無条件降伏をしたことで、太平洋戦争が終わりました。

そして、同年 10 月 24 日、第二次世界大戦の戦勝国であった連合国を中心として国際連合が発足します。本部は国際連盟時代のジュネーブ(スイス)ではなく、ニューヨーク(アメリカ)に置かれました。

国際連盟の反省を踏まえ設立された国際連合での最初の議題は核兵器に関することで、1946 年 1 月 26 日に国連第 1 回総会第 1 号決議として「原子力委員会の設置、原子兵器廃絶」⁷が採択されました。このことから、当時の国際社会が核兵器に対して受けた衝撃を察することができます。

1.3 冷戦

冷戦⁸とは、資本主義国であるアメリカと共産主義国であるソ連が、軍拡などをめぐって対立し、国際的緊張状態であったことをいいます。終戦後の 1945 年からソビエト連邦が崩壊する 1989 年まで続きました。核兵器の歴史は冷戦の歴史と言っても過言ではありません。

冷戦と一言でいっても、その段階には「核兵器の冷戦時代」、もうひとつは「国際政治面での冷戦時代」という 2 つの枠組みがあります。その中でも、政治、軍事(兵器・戦争)、経済(経済同盟・地域、国家社会主義諸国と資本主義諸国)、文化などの論争がありました。

ここでは、核兵器の冷戦時代のみ触れることとします。

1.3.1 冷戦の勢力図

冷戦におけるアメリカ側とソ連側の対立の境界にあるのがヨーロッパでした。ソ連を中心とした共産主義(社会主義)の陣営(共産圏)が東ヨーロッパに集まっていたことから「東側」、対するアメリカ合衆国を中心とした資本主義陣営は西ヨーロッパに集まっていたため「西側」と呼ばれ、二者が対峙していました。

冷戦は、主にヨーロッパにおける対立構造でしたが、ヨーロッパ以外でも、アジア、中東、南米地域などで、それぞれの勢力を支援する機構や同盟が生まれ、世界を二分しました。当時のイギリス首相であるウィンストン・チャーチルは東西ヨーロッパでの冷戦地図を「鉄のカーテンが下ろされている」という言葉で形容しました。

東側、西側のどちらにも属さない開発途上国は「第三世界」と呼ばれ、それぞれの陣営拡大や国益の思惑の中で東西情勢に翻弄されました。しかし、こうした東西陣営の思惑を逆手に取って両者を天秤にかけることで、多額の援助を引き出す援助外交も活発に行なわれました。また、この二つの対立構造を「大国の覇権主義」として否定した国々は、インドなどを中心に非同盟主義を主張し、第三世界の連帯を図る動きもありました。

1.3.2 核開発競争

戦後、アメリカが唯一の核保有国として国際政治において優位な立場にありましたが、1949 年にソ連が原爆実験を成功させたことにより、アメリカ一国による原爆独占時代に終わりを告げ、アメリカ対ソ連の核開発競争の時代に入っていきます。

1952 年、イギリスも核実験に成功し核保有国となりましたが、アメリカが水素爆弾を開発⁹し、1953 年にはソ連も水爆を開発して、核開発競争が激化しました。また、1960 年にはフランスが、1964 年には中国がそれぞれ核実験に成功し核保有国になったことで、両国はアメリカ、ソ連の冷戦構造に左右されない独自の安全保障を採りました。

1.3.3 キューバ危機

米ソ間の冷戦が頂点に達して、核戦争の危機を招いた出来事がキューバ危機¹⁰です。

1959 年 1 月のキューバ革命後、徐々にアメリカとの距離を取り始めていたキューバのカストロ政権は、共産圏の国々との接触を始めていました。1962 年、ソ連は兵器の提供の代りに核ミサイルをキューバ国内に配備する『アナデル作戦』を可決し、キューバ側のカストロもこれを了承すると、ソ連製核ミサイルがキューバに配備されはじまりました。

1962 年 10 月 14 日アメリカの偵察機がキューバ国内にアメリカ本土を射程内とするソ連製中距離弾道ミサイル(MRBM)を発見、さらにその後三つの中距離弾道ミサイル(IRBM)を発見しました。この事態に対して、当時のアメリカ大統領ジョン・F・ケネディは、エクソコム(国家安全保障会議執行委員会)を設置し、ミサイル基地への空爆を主張する国防総省や CIA の強硬論を抑えて、第一段階として海上封鎖でソ連船の入港を阻止しました。そして NATO

⁷ 英文では、"ESTABLISHMENT OF A COMMISSION TO DEAL WITH THE PROBLEM RAISED BY THE DISCOVERY OF ATOMIC ENERGY"

⁸ アメリカの政治評論家ウォルター・リップマンが 1947 年に著した著書のタイトルに「冷戦」という言葉を使ったことから、この言葉が一般的に伝わったと言われています。

⁹ アメリカ初の水爆実験は 1954 年のキャッスル作戦。このとき、日本のマグロ漁船第五福竜丸が「死の灰」を浴び、被曝して大きな社会問題になりました。イギリスは 1952 年に水爆実験を行っています。

¹⁰ 1962 年 10 月 15 日から 28 日までの 13 日間。

(北大西洋条約機構)やアメリカ州機構の指導者たちに状況を説明して、彼らの支持を得ました。10月22日、ケネディはテレビ演説で国民にキューバにミサイルが持ち込まれた事実を発表し、ソ連を非難しました。さらにその後アメリカ軍部隊へ準戦時体制を発令し、ソ連との全面戦争に備えアメリカ国内に配備されている核弾頭搭載の弾道ミサイルを発射準備態勢に置き、対するソ連もソ連国内やキューバに配備しているミサイルの発射準備に入りました。その一方でアメリカはソ連へのミサイル撤去の交渉を開始します。

10月27日にアメリカの偵察機がソ連軍の対空ミサイルで撃墜されるなど緊迫状況が続く中で、ワシントン時間10月28日午前9時、当時のソ連共産党書記長フルシチョフはモスクワ放送でミサイル撤去の決定を発表しました。

フルシチョフはケネディの条件を受け入れ、キューバに建設中だったミサイル基地やミサイルを解体し、ケネディもキューバへの武力侵攻はしないことを約束、その後1963年4月トルコにあるNATO軍のジュピター・ミサイルの撤去を完了しました。

キューバのカストロ議長はフルシチョフ取ったこの措置に対して激怒しました。キューバが国家を上げて対アメリカ戦に備えていたのにも関わらず、キューバの頭上で政治的な妥協を、米ソで決定してしまったからです。

その後キューバに対するアメリカの介入も減少し、冷戦体制は平和共存へと向かっていくこととなります¹¹。

この事件を教訓とし、首脳同士が直接対話するためのホットラインがアメリカとソ連の間に引かれました。一方、カストロは、米ソの頭越しの妥協に不快感を示し、ソ連への不信感を募らせていくこととなります¹²。

1.3.4 代理戦争

その影で、第三世界の諸国では、米ソ陣営の支援の元で実際の戦火が上がっていました。これは、二つの大国の熱い戦争を肩代わりする、代理戦争と呼ばれました。また、キューバ危機を契機に「アメリカの裏庭」と呼ばれる中南米諸国に対する影響力を得ることを企てたソ連の動きに対して、アメリカはブラジルやボリビア、ウルグアイなどの軍事独裁政権への肩入れと共産勢力の排除を行い、その結果共産勢力の排除に成功しました。しかし、その後冷戦終結までの永きにおいて、これらの中南米諸国では軍事政権による汚職と軍事勢力同士によるクーデターが横行し、民衆は貧困にあえぐことになりました。

1.3.5 キューバ危機以後のアメリカとソ連

キューバ危機によって核戦争寸前の状況を経験したアメリカとソ連。両国は核戦争を回避するという点において共通利益を見出していました。この結果、米英ソ3国間で部分的核実験禁止条約¹³、ホットライン協定などが締結されました。しかし、部分的核実験禁止条約は中国・フランスが反対したことで、東西陣営は双方とも一枚岩ではないことが明白となりました。

軍備拡張が進む中、アメリカ、ソ連ともに財政赤字に苦しみ、国力が消耗していきます。アメリカは不況、国民のモラルの低下や犯罪の増加に悩まされ、財政難による軍事拡張の限界と、ベトナム戦争を契機とする反戦運動、黒人の公民権運動とそれに対抗する人種差別主義者の対立などによって国内は混乱し、キング牧師やロバート・ケネディなどの要人の暗殺が横行して社会不安に陥りました。また、1950年代の経済成長と国際政治上の一人勝ちに対して、1960年代に入ると経済成長に陰りが見え、日本や西ドイツが経済成長を遂げるなど、西ヨーロッパが経済的に復活する中で、相対的に弱体化していきました。このため世界通貨ドルの価値が低下し、西側経済は「ドル危機」と呼ばれる状況となりました。

ソ連は中央指令型の計画経済の失敗、軍事費の負担から経済が破綻し、共産圏の体制が崩れ始めます。

そして、1989年、ベルリンの壁が崩壊し、1991年にソ連が解体されたことで、冷戦が終結しました。

1.4 START (Strategic Arms Reduction Treaty) の過去と現在

1.4.1 第一次戦略兵器削減条約 (START I)

第一次戦略兵器削減条約 (START I) は、アメリカとソ連の間で1982年にSTART (Strategic Arms Reduction Talk: 戦略兵器削減交渉) として始められた交渉の中で結ばれました。START I では戦略兵器制限交渉 (SALT) を発展させ、主に核兵器とその運搬手段を対象とし、冷戦期に増大していったアメリカ、ロシア (ソ連) 両国の戦略的な核戦力を、初めて削減したプロセスでした¹⁴。

1991年7月にアメリカおよびソ連により署名されたSTART I は、戦略核の三本柱、すなわち、両国が配備する大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) 及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効か

¹¹ デタント。

¹² チェコ事件で和解。

¹³ 1963年。大気圏内、宇宙、水中での核実験の禁止。

¹⁴ 中距離核については、87年12月に米ソ間で地上配備の中距離核を全廃するINF条約 (中距離核戦力全廃条約) に署名し、88年6月の発効以降、実施しています。

ら7年後にそれぞれ1600基(機)へ削減することを規定しました。また同条約は、ロシアの保有している重ICBM¹⁵の上限を154基と規定し、さらに、配備される戦略核弾頭数の総数は6000発に制限しました。このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4900発を越えてはならない等の規定がされています。

ソ連の崩壊により、戦略核兵器が配備されていたベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ、ロシアとアメリカの5カ国は、STARTIの当事国となること、並びにベラルーシ、カザフスタン及びウクライナは非核兵器国として核兵器不拡散条約(NPT)に加入することが定められました(リスボン議定書)。また、ロシアを除く旧ソ連3カ国は領域内のすべての核兵器を撤去し、ロシアに移管することとし、96年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことを以って、すべての核弾頭がロシアに移管されました¹⁶。

なお、2001年12月、アメリカとロシアの両国は、STARTIに基づく義務の履行を完了したことを宣言しました。

1.4.2 第二次戦略兵器削減条約 (STARTII)

第一次戦略兵器削減条約(STARTI)の発効を待たずして、1992年6月、アメリカとロシアの間で、第二次戦略兵器削減条約(STARTII)の基本的枠組が合意され、署名されました。

STARTIIで規定された内容は、93年1月に、アメリカおよびロシアが配備する戦略核弾頭数を2003年1月1日までに3000~3500発以下に削減すること、そのうち潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)に搭載される核弾頭数を1700~1750発以下にすること、さらに大陸間弾道ミサイル(ICBM)を単弾頭にすること、すなわち、多弾頭ICBM及び重ICBMを全廃すること等です。ただし、97年9月に署名されたSTARTII議定書により、削減期限が2007年まで延長されました。

2000年4月にロシア議会はSTARTII批准法案を可決しましたが、これにはアメリカがABM(Anti-Ballistic Missile: 弾道弾迎撃ミサイル)条約からの脱退などを行った場合は、STARTIIから脱退する権利を留保する内容の規定が含まれていました。アメリカは96年1月にSTARTII条約を批准したもののSTARTII条約を修正した同議定書については批准せず、STARTIIは現在も発効していません。

その後、2002年6月14日、ロシア外務省はアメリカのABM条約からの脱退を受けて、アメリカがSTARTII条約議定書の批准を拒否し、ABM条約から脱退したことを指摘し、「ロシア政府は、アメリカの行動、およびSTARTII条約が効力を発するいかなる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に質さない行動を抑制するいかなる国際法上の義務も、もはや負わないと考える」という内容の声明を発表しました。

1.4.3 第三次戦略兵器削減条約 (STARTIII)

1997年3月、ヘルシンキでの米ロ首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明において、米ロ両国は、STARTIIが発効し次第STARTIII交渉を開始すること、およびSTARTIIIの基本的要素として、2007年12月31日までに双方の戦略核弾頭数を2000~2500発にすること、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル(SLBM)などについて交渉することに合意しました。しかしながら、STARTIIが発効しなかったため、STARTIIIの交渉は進展しませんでした。

その後、米ロ間における戦略核兵器の削減に関する交渉は、新たな米露間の戦略核兵器の削減に関する条約(モスクワ条約)へと繋がっていくこととなります。

参考文献

書籍

中村勝範, 2005, 『主要国政治システム概論』, 慶應義塾大学出版会.

池井優, n.d., 『日本外交史II』, 慶應義塾大学出版会.

五百頭旗真編, 2006, 『戦後日本外交史』, 有斐閣.

渡邊啓貴, 2002, 『ヨーロッパ国際関係史』, 有斐閣.

John Lewis Gaddis, 赤木莞爾・斎藤祐介訳, 2004, 『歴史としての冷戦』, 慶應義塾大学出版会.

その他

Ministry of Foreign Affairs of Japan (2006). START. Retrieved June 16, 2007, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/beiro/start.html>

¹⁵ 破壊力、すなわち発射重量又は投射重量が大きいICBMを指します。

¹⁶ カザフスタンは95年5月、ウクライナは96年6月に完了。

第2章 核兵器に関する条約

2.1 NPT(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: 核不拡散条約)

NPTは1968年7月1日に署名解放され、1970年3月5日に発効した、現代世界の核軍縮条約の柱となる条約です。その理由は190カ国¹⁷⁾にもものぼる締約国、さらには核軍縮の義務を明文化した唯一の条約であることでしょう。この条約の目的は、その名前の通り、「核兵器やその技術が拡散するのを防ぎ、核エネルギーを平和的に利用するというもつで協力を促していく」¹⁸⁾ことにあります。以下では現代の核軍縮議論において根幹を成すNPTについて詳しく見ていきます。

2.1.1 条約概観

NPTの内容を一言で言えば「第一条及び第二条を遵守すること」にあるといえます。つまりこの条約のエッセンスは第一条と第二条なのです。それでは第一条と第二条を実際に見てみましょう。

Article I (第一条)

Each nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to transfer to any recipient whatsoever nuclear weapons or other nuclear explosive devices or control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; and not in any way to assist, encourage, or induce any non-nuclear-weapon State to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices, or control over such weapons or explosive devices.

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対してもなんらの援助、奨励または勧誘を行わないことを約束する¹⁹⁾。

Article II (第二条)

Each non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to receive the transfer from any transferor whatsoever of nuclear weapons or other nuclear explosive devices or of control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; not to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices; and not to seek or receive any assistance in the manufacture of nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

締約国である非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助も求めず又は受けないことを約束する²⁰⁾。

第一条では核兵器国の義務について、第二条では非核兵器国の義務について、それぞれ規定されています。この二つの条項を要約すれば、「核兵器は、その技術も含めて、門外不出とされるべきである」となります。これがNPTの核心なのです。

それでは「核兵器国」や「非核兵器国」とはどのような国を指すのでしょうか。その疑問に答えるのが第九条第三項の後半部分です：

Article IX (第九条)

3. This Treaty shall enter into force after its ratification by the States, the Governments of which are designated Depositories of the Treaty, and forty other States signatory to this Treaty and the deposit of their instruments of ratification. For the purposes of this Treaty, a nuclear-weapon State is one which has manufactured and exploded a nuclear weapon or other nuclear explosive device prior to 1 January 1967.

¹⁷⁾ 2007年6月現在。

¹⁸⁾ UNITED NATIONS—Office for Disarmament Affairs (2003). Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. Retrieved June 14, 2007, from <http://disarmament.un.org/wmd/npt/index.html>

より拙訳。

¹⁹⁾ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 200, 有斐閣。

²⁰⁾ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 200, 有斐閣。

3. 本条約は、条約の寄託者として明確に示された政府と他の 40 カ国による本条約の署名及びその批准書の寄託の後に発効する。本条約の目的のために、核兵器国とは 1967 年 1 月 1 日以前に核兵器または核爆発装置製造し爆発させた国とする。(拙訳)

このように 1967 年 1 月 1 日以前に核兵器を持っていて、かつそれを使った国、と限定しているわけです。これに該当する国は、現在では、安全保障理事会の常任理事国 (P5) と完全に一致します。したがって、インド (1974 年 5 月 11 日) やパキスタン (同年 5 月 28 日) は NPT 条約上では核兵器国に分類されません。しかし実際にはこれらの国は核兵器を持っているので、インド、パキスタンにイスラエルを加えた 3 カ国を「核兵器能力国」と通称しています²¹。

では P5 はいくらでも核兵器を保持してもよく、その他大勢の非核兵器国は核兵器を持つ権利もないということなのでしょうか。まず、第二条から、非核兵器国は核兵器を持つことが禁止されています。したがって先ほどの疑問の後半部分は正しいのです。では前半部分はどうでしょう。これはそういうわけにはいきません。なぜなら第六条で以下のように規定されているからです：

Article VI (第六条)

Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.

各締約国は、核軍備競争の早期停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する²²。

つまり、核兵器国であっても、自国の核軍備を増強したりすることは禁止されているのです。しかし、非核兵器国がこの「全面的かつ完全な軍備縮小」を履行するための検証方法や罰則などは NPT では示されていません。

それではその他の「条約不遵守」に対しても検証体制などはないのでしょうか。そんなことはありません。正当な経済活動が阻害されない限りにおいて、締約国は IAEA の査察 (保障措置) を受け入れなければなりません。

Article III (第三条)

1. Each non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes to accept safeguards, as set forth in an agreement to be negotiated and concluded with the International Atomic Energy Agency in accordance with the Statute of the International Atomic Energy Agency and the Agency's safeguards system, for the exclusive purpose of verification of the fulfilment of its obligations assumed under this Treaty with a view to preventing diversion of nuclear energy from peaceful uses to nuclear weapons or other nuclear explosive devices. Procedures for the safeguards required by this Article shall be followed with respect to source or special fissionable material whether it is being produced, processed or used in any principal nuclear facility or is outside any such facility. The safeguards required by this Article shall be applied on all source or special fissionable material in all peaceful nuclear activities within the territory of such State, under its jurisdiction, or carried out under its control anywhere.

1. 各締約国は、核エネルギーの平和利用を核兵器やその他の核爆発装置に転用することを防ぐという観点から、本条約で規定されている義務の履行を示す目的で、IAEA 規則や IAEA の保障システムに従って、IAEA と共に交渉して合意の結論を明らかにするために査察員を受け入れなければならない。本条項で求められている保障手順は、原料や特定の核分裂性物質がいかなる主要な核施設や外部のいかなる施設で製造され、使用されたかに関わらず、原料や特定の核分裂性物質に関して行われる。本条項によって、保障は、その査察権の下のもと、その国の領域内において、すべての平和核活動におけるあらゆる原料や核分裂性物質に適用される。(拙訳)

1990 年代のイラクや北朝鮮の核疑惑を受けて、IAEA の保障措置は次第に厳しくなっています。

第章で詳述する NAM (Non-Aligned Movement: 非同盟) 諸国は NPT 締結交渉時にこの IAEA による保障措置に突っ込みました。NAM 諸国の主張は、IAEA の査察によって自国の経済活動が停滞してしまったら、第四条第一項での成果：

Article IV (第四条)

1. Nothing in this Treaty shall be interpreted as affecting the inalienable right of all the Parties to the

²¹ 朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) は立場が微妙です。実際、北朝鮮が核兵器をもっているか否かは未だに不明です。この「核兵器の有無」に加えて、国際政治という観点から見ても北朝鮮の立場は同様に微妙です。北朝鮮は 2003 年 1 月に NPT 脱退宣言をしました。しかし脱退有効となる 2003 年 4 月に開催された NPT 準備会議では、北朝鮮のネームプレート「議長預かり」とすることで、この問題を政治的に棚上げしています。

²² 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 201, 有斐閣。

Treaty to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination and in conformity with Articles I and II of this Treaty.

本条約のあらゆるものは全締約国が、本条約の第一項及び第二項に触れるような差別を除き、平和目的のために核エネルギーを研究、製造、使用する譲渡できない権利に悪影響を与えるように阻害することはない。(拙訳)

が台無しになってしまう、というものでした。

2.1.2 NPTの問題点

NPTは国際社会の「核不拡散」に対して一定の成果をあげています。たとえば、核兵器を保持しようと企んだ西ドイツや日本はその計画を既に捨てています。また湾岸戦争時に発覚したイラクの核開発問題はIAEAの保障措置がしっかりと機能していることの明証だといえます。しかしNPTといえども完璧な条約ではありません。実は先ほど概観した内容そのものがNPTの問題点を含んでいると言っても過言ではありません。

NPTの問題点は大きく2つあります。ひとつは「不平等」、もう一つは「平和利用と軍事利用の矛盾」です。順番に見ていきましょう。

NPTは本質的に不平等条約です。その理由は既に規定された核兵器国と非核兵器国とで持っている権利に差があるということです。具体的には、核兵器国には、たしかに第六条で核軍縮義務が定められているけれども、実質的には核兵器の保持はもちろん、一層の開発をも許容しているのに対して、非核兵器国に対しては核兵器の保持そのものを禁止しており、常にIAEAに監視されている点が差別的な点です。これはNPTが核軍縮の第一歩としてまず不拡散を実施することが将来の利益にもつながるという観点から作成された条約である以上、非核兵器国がこの点についてどうしても妥協する必要があったことを考えると、半ば当然の「差別」と受け止められています。もちろんこの差別に反対してなかなか署名しない国もありました²³。

もう一つは矛盾です。この「平和利用と軍事利用の両立」はおそらく人類がいる限りにおいて永遠の課題となるでしょう。したがって、重要ではありますが、実際の会議の場でこだわる必要はない「問題点」だと考えます。これは「核エネルギーの平和利用と軍事利用との境界はそこまで明確なものなのか」という問いから発しています。つまり、技術の進歩は戦争によって飛躍するので、平和利用と軍事利用ではほとんど共通の技術が用いられており、それ故に平和利用と軍事利用との境目が曖昧になりやすいということです。NPTでは港湾建設を目的とした「核の平和利用爆発」は禁止していますが、原子力発電は許容しています。そこで、原子力発電によってできてしまうプルトニウムの使用済み核燃料などは「核兵器」ではないのか、という声の一部から上がっているのも事実です²⁴。

2.1.3 消極的安全保障と積極的安全保障

それでは上のようなNPTの問題点は未来永劫続いてしまうのでしょうか。つまりこの条約は期限付きではなく、永遠なのでしょう。この問いに対する答えはYesです。しかしここでいくつか解説しなければならないことがあります。

まずNPTは最初から恒久的な条約ではなかったということです。それはNPT第十条第二項:

Article X (第十条)

2. Twenty-five years after the entry into force of the Treaty, a conference shall be convened to decide whether the Treaty shall continue in force indefinitely, or shall be extended for an additional fixed period or periods. This decision shall be taken by a majority of the Parties to the Treaty.

2. 本条約が発効してから25年後に本条約の効果を恒久的にするのか、それとも再び決められた年数だけ期限を延長するかを決定する会合を開くこと。この決定は締約国の過半数によって可決されるものとする。(拙訳)

に従ったからです。そして25年後である1995年にNPTを期限付き延長とするか無期限延長とするかの会合が開かれました。この会合の結果、NPTは無期限に延長されることとなったのです。

それでは非核兵器国はその対価として何を得了のでしょうか。別に何も非核兵器国が核兵器国にへつらって不平等条約を無期限にしたわけではありません。1995年の会合では激しい論争が展開されたのです。

非核兵器国が得たものは核兵器国による「消極的安全保障」です。この奇妙な用語を説明する前に、これと対を成す概念である「積極的安全保障」について説明します。

積極的安全保障とは「核兵器の攻撃の被害国または威嚇を受けている国に対して援助する」という安全保障です。これはS/1968/255やS/1995/984が採択されたことによって明文化しています。

しかし非核兵器国はこれとは反対に「積極的安全保障」を望んできました。消極的安全保障とは「非核兵器国に

²³ キューバはこれを理由に2002年までNPTに加盟しませんでした。

²⁴ この主張が通った場合、日本は世界屈指の「核兵器保有国」となるでしょう。

対して核兵器を使用しない」という安全保障です。つまり、核攻撃するなら核を持つ国だけにしてくれ、というものです。前述のように、すでに安保理では積極的安全保障が文言として与えられていましたが、1978 の第一回国連軍縮特別総会のときには、5 核兵器国は演説で消極的安全保障のような宣言をしています。つまり核兵器国は消極的安全保障をとると宣言したはしたのですが、国によってその質にむらがありました。

表 1: 核兵器国によって宣言内容に違いがあります。この中で最も包括的な、より本来の意味に沿った消極的安全保障を与えているのは中国です。またもっとも限定的な安全保障を与えているのはアメリカ・イギリスです。(黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 133, 有斐閣 より作成。)

核兵器国	宣言内容
米英	攻撃が核兵器国の同盟国による場合及び攻撃に際して核兵器国と関係する場合は例外。
ソ連	領域に核兵器を配備している国は除外。
フランス	非核兵器地帯の構成国にのみ消極的安全保障を与える。
中国	非核兵器国一般に対して核兵器を使用しない。

2.2 CTBT (Comprehensive Nuclear-Test Ban Treaty: 包括的核実験禁止条約)

CTBT は 1996 年 9 月 24 日に署名解決されましたが、まだ発効はしていません。そこでこの節では CTBT の基本的な内容と、いまだに批准されていないのは何が阻害要因となっているのかを検討します。

2.2.1 基本的義務

CTBT の基本的な内容は第一条に集約されます。

Article I (第一条) Basic obligations (基本的義務)

1. Each State Party undertakes not to carry out any nuclear weapon test explosion or any other nuclear explosion, and to prohibit and prevent any such nuclear explosion at any place under its jurisdiction or control.
 2. Each State Party undertakes, furthermore, to refrain from causing, encouraging, or in any way participating in the carrying out of any nuclear weapon test explosion or any other nuclear explosion.
1. 締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する。
 2. 締約国は、更に、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を実現させ、奨励し又はいかなる態様によるかを問わずこれに参加することを差し控えることを約束する。²⁵

つまり、いかなる形であれ、それが平和利用であろうと軍事利用であろうと、核爆発を禁止しています。ここで注意しなければならないのは、核実験を禁止しているわけではありません。つまり核爆発を伴わない核実験は許容されているわけです。このように、「いかなる核爆発をも禁止する」ことを「真のゼロ威力」といいます。

CTBT が持つこの「真のゼロ威力」によって、新型核兵器の開発が行われる可能性は低くなったと言えます。非核兵器国はもちろん、核兵器国でさえも核実験を行うことはできないということは、二つの拡散 - 水平拡散と垂直拡散 - を防止する意味で、この CTBT は画期的な条約です。

2.2.2 各国の CTBT の位置づけ

CTBT の位置づけは国によって異なります。大きく分けると 2 種類の立場があります。一つ目は CTBT を NPT の延長上の条約とみなして、不拡散のための条約であるという考えです。これは主に核兵器国の考え方です。それに対して NAM (非同盟) 諸国などは、この条約は核兵器国の核実験をも禁止した点で、本質的に核軍縮の条約である、と主張しています。

²⁵ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 71, 有斐閣

2.2.3 CTBT の問題点

特筆に値する歴史的な条約である CTBT といえども、多くの国での交渉の結果によってできた「妥協の産物」であることはいうまでもありません。前述した通り、CTBT は、核爆発を禁止してはいますが、核実験そのものを禁止しているわけではありません。したがって米国などによって未臨界実験が行われています。

未臨界実験とは、高性能な起爆剤を用いて瞬間的にプルトニウムに圧力を加え、核分裂の連鎖反応が起こる一歩手前（臨界状態）でプルトニウムが正常に挙動するかを観察する実験です。つまり核分裂が起こっていない実験であり、核分裂が起こらなければ核爆発と定義することはできず、「通常爆発」の範囲内なので、CTBT には違反しないのです。

この未臨界実験はアメリカ エネルギー省の「科学的備蓄管理計画」²⁶に沿ったものです。この計画はアメリカの核兵器に対して安全性及び信頼性を確認する²⁷ために策定されたものです。Jason 報告では「1000 回以上の核実験を実施した 50 年の経験と分析」²⁸からアメリカの核兵器を信頼することができるとしながらも、科学的備蓄管理計画の重要性を強調しています。つまり、アメリカは既に多数の核実験を通して、未臨界程度の実験結果からその核兵器の威力をコンピュータで再現できるということです。アメリカが核分裂を起こさなくても核実験をできるのなら、この CTBT は形骸化してしまうのではないかと、非核兵器国からはそのような声も聞かれます。CTBT において「あらゆる核実験」を禁止できなかったのは一つの失敗です。

もう一つは CTBT がいまだに発効していないどころか、発効のめどすらたっていないことが問題です。核兵器国は CTBT を NPT の延長と考えているので、「インド・パキスタン・イスラエル」の核兵器能力国が条約に加盟しないと意味がない、という主張を繰り返し、CTBT の成立にはこの 3 カ国が含まれるような国の批准が必要であるとしました。結果的にこの主張は受け入れられ、その結果「核軍縮交渉に積極的に参加しており、核研究炉をもつ国」44 カ国の批准が必要となりました。しかし批准のめどは未だたっていない。

それ以外にも、CTBT では核実験の準備の禁止、核実験場の閉鎖などを禁止することはできませんでした。その結果、先の Jason 報告にあるように「自国の至高の利益が危うくされた場合には条約から脱退する可能性があること、そのためにいつでも核実験を再開できる状態を維持すること」²⁹が求められました。

2.2.4 検証体制

CTBT にも検証体制はあります。検証には 3 つの段階があります。順を追って説明します。

1. 国際監視システム

CTBT では国際監視システムを導入しています。これは「核実験発見機」といえます。つまり世界中に監視機器を設置して常に核実験が行われていないかチェックしています。具体的には地震波監視、放射性核種監視、水中音響監視、微気圧変動監視などです。

2. 協議と説明

核実験の疑惑が生じた場合、いきなり現地査察をするのではなく、まずは情報分析や状況確認などを行います。

3. 現地査察

協議の結果、それでも疑惑が払拭しきれなかった場合は現地査察が実施されます。

参考文献

公式文書

U.S. Department of State (1999). Stockpile stewardship program. Retrieved June 16, 2007, from http://www.state.gov/www/global/arms/factsheets/wmd/nuclear/ctbt/fs_991008_stockpile.html

UNITED NATIONS—Office for Disarmament Affairs (2003). Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. Retrieved June 14, 2007, from <http://disarmament.un.org/wmd/npt/index.html>

書籍

黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, 有斐閣.

川崎哲, 2003, 『核拡散 — 軍縮の風邪は起こせるか —』, 岩波書店.

²⁶ この計画名に対応する日本語は人によって様々ですが、本書では「科学的備蓄管理計画」と呼ぶことにします。ちなみにもともの英語名は “The Stockpile Stewardship Program” です。

²⁷ U.S. Department of State (1999). Stockpile stewardship program. Retrieved June 16, 2007, from http://www.state.gov/www/global/arms/factsheets/wmd/nuclear/ctbt/fs_991008_stockpile.html

²⁸ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 75, 有斐閣.

²⁹ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 79, 有斐閣.

第3章 国際機関の解説

国連の機関は国連憲章に基づき設けられている6つの主要機関と、その他17の政府間機関・関連機関で構成されています。ここでは、本会議の議題である核軍縮に関わる国際機関についての解説をします。

3.1 IAEA (International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関)

IAEAは1953年の国連総会におけるEisenhower元米国大統領による演説³⁰を直接の契機として、1957年に設立されました。その設立目的は、原子力の平和的利用を促進することと、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することです。

本部はウィーン(スイス)に置かれ、2006年9月現在の加盟国は141カ国です。その構成は、総会³¹(General Conference)、理事会³²(Board of Governors)、事務局(Secretariat)から成り立っています。

中でも、理事会は総会に対し責任を負うことを条件としてIAEAの任務を遂行する権限を有しており、IAEAにおける実質的な意思決定機関となっています。

理事会の決定は、出席し投票する理事国の3分の2の多数を必要とする決定を除いて、出席し投票する理事国の過半数によって行われることになっていますが、多くの場合はコンセンサス、又は無投票によることが慣例となっています。

3.1.1 IAEAの事業

IAEAの事業は、原子力の平和的利用に関する分野と、原子力の軍事転用を防止するための保護措置の分野に分けられています。

原子力の平和的利用に関する分野は具体的に原子力発電、非原子力発電³³、原子力の安全対策、核のセキュリティに関するものがあり、これらの全ての分野において開発途上国に対する技術協力活動が実施されています。

チェルノブイリ原発事故を契機に、原子力発電の安全確保の重要性が国際的な問題として改めて認識されました。内政的に混乱が続いていた旧ソ連・東欧や、政治的・技術的に発展途上にあったアジア地域の原子力発電・技術の安全性の向上など、原子力安全分野でのIAEAの活動に一層の期待がされています。

その他にも2001年9月の米国同時多発テロ以降、放射線源が「汚い爆弾」³⁴に使用され得るという懸念等、核テロに対する国際社会の関心の高まりを受けて、2005年4月、「核によるテロリズムの防止に関する条約(仮称)」が国連で採択されるとともに、2005年7月には、「核物質の防護に関する条約」の改正がIAEAの場で採択され、より条約の強化がなされました。

原子力の軍事的利用を防止する分野、即ち保護措置の実施について、IAEA憲章では、IAEAを通じて核物質等が提供された場合に、これらの核物質等がいずれかの軍事目的を助長するような方法で利用されないことを確保するために、保障措置を設定、かつ実施すること、また二国間もしくは多国間の原子力協定の当事国が要請した場合及びいずれかの国が自発的に要請した場合において、保障措置を適用することが定められています。

それに加えて1970年3月に発効したNPT(核兵器不拡散条約)が条約締約国である非核兵器国に対してIAEAとの間で平和的原子力活動に係るすべての核物質を対象とする包括的保障措置協定を締結するよう義務付けたことで、IAEAの保障措置システムは更に強化されることになりました。

しかし近年、イラクがIAEAとの包括的保障措置協定に違反し、未申告で核分裂性物質の製造を実施していたことが判明、更に朝鮮民主主義人民共和国による包括的保障措置協定違反が認定されたことで、1993年、IAEAは保障措置制度を強化・効率化するための諸方策に関する検討を2年間で実施する計画³⁵を策定しました。それを受けて1997年5月には、現行の包括的保障措置協定の範囲内で実施することが不可能な諸方策を実施するため、IAEAに新たな権限を付与するためのモデル議定書³⁶がIAEA理事会で採択されました。

³⁰ 「Atoms for Peace」演説として知られています。

³¹ 全加盟国の代表で構成され、通常会期は毎年1回9月に本部(ウィーン)にて開催されています。

理事会の要請又は加盟国の過半数の要請があれば、事務局長は特別会期を招集することができます。国連に対する報告の承認も総会にて行われています。

³² 下部委員会として、計画予算委員会、技術協力委員会、保護措置及び検証に関する諮問委員会、供給保障委員会を設置しています。

³³ 放射線の医学、鉱工業、食品、農業、環境等の分野における応用・利用の促進、海洋環境調査、放射性核種の分野。

特に医学分野では、2006年よりガン治療アクション・プログラム(PACT)の積極的広報を開始し、主要国に対し協力要請(技術的・資金的)を行っています。

³⁴ 核兵器とは異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質を撒き散らすことにより、人を殺傷、又は、財産若しくは、環境に損害を与える爆弾。

³⁵ 「93+2計画」と呼ばれる。

³⁶ この議定書は「追加議定書」と呼ばれ、2006年9月現在、110カ国が署名を行い、このうち78カ国において発効している。

3.1.2 IAEA の課題

追加議定書の発効に伴う新たな保障措置業務の追加や、年々増加する世界の原子力施設への保障措置財源をどのように確保するかが重要な課題となり、これらの保障措置を合理化・効率化するための統合保障措置 (Integrated Safeguards) のあり方について活発な議論が行われるようになりました。その結果、2002年3月、IAEA 理事会において統合保障措置³⁷の適用方法に関する基本概念が採択されました。

3.2 ICJ (International Court of Justice : 国際司法裁判所)

ICJ(国際司法裁判所)は国際連合の前身・国際連盟時代に設立された常設国際司法裁判所 (PCIJ) に代わる機関として1945年に設立されました。本部はオランダのハーグに置かれており、国連の主要機関の1つです。

6つある国連の主要機関³⁸のうち、唯一ニューヨークに本部を置かない機関でもあります。

ICJ(国際司法裁判所)は、各国から提起された訴訟を国際法に従って解決することと、正当な権限を与えられた国連機関、及び専門機関から諮問された法律問題について勧告的意見を与えることという2つの役割を持っています。

3.2.1 ICJ の管轄権

公用語は英語とフランス語で裁判官は15人から構成されています。裁判官の任命は、国籍によるものではありません³⁹が、同一国籍の裁判官を2人以上選出することはできません。任期は9年で再選もできますが、裁判官として任命されている間はいかなる職業にも就くことができません。

ICJ(国際司法裁判所)の管轄権は、国家がICJ(国際司法裁判所)に対して付託するすべての問題、国連憲章、もしくは発効中の条約、協定が規定するすべての事項に及びます。ICJが適用する法源は、国際条約、国際慣習、文明国が認めた法の一般原則、過去の判決(判例)及び、最も優秀な学者の学説です。

3.2.2 ICJ での当事者適格と裁判手続き

ICJ(国際司法裁判所)での裁判において、当事者(当事国)になることができるのは国家のみです。国連加盟国すべてが当事国となることができますが、国連加盟国でなくても一定の条件⁴⁰を満たすことでICJ(国際司法裁判所)規定の裁判当事国になることができます。

訴訟は原則として公開されます。ただし両当事者が裁判手続きを公開しないことを要求した場合、またはICJ(国際司法裁判所)が裁判の公開をしないと決定した場合は非公開となります。裁判にかかる費用は国連が負担します。

ICJ(国際司法裁判所)で下された判決は国連憲章第94条⁴¹により関係各国を拘束します。もし判決に従わなかった場合には、必要があれば、講じるべき措置について問題を安保理に付託し、安保理から勧告あるいは決定を行わせることができます。一度下された判決に対して原則として上訴することはできません。

3.2.3 ICJ の核兵器使用に対する見解

1946年の創設以来、ICJ(国際司法裁判所)は120件を越える案件を取り扱ってきました。その半数以上は領土と国境の紛争に関するものであり、また領海紛争や、海洋法問題に関連する事件も多くあります。

その中で1994年に国連総会から核兵器の使用に関してICJ(国際司法裁判所)に意見を求めました。これは主に核軍縮を求めるNGOの中から生まれた「世界法廷プロジェクト」に端を発します。NGOたちは主にWHO(世界保健機関)やNAM(非同盟運動)諸国に働きかけをして実現させたものです。

ICJ(国際司法裁判所)ではWHOの求めに対しては門前払いしていますが、国連総会の求めに対しては、さまざまな反論に対して一つ一つ答えながら、最終的に求めに応じています。

ICJ(国際司法裁判所)は核兵器使用の合法性について、国際慣習法や国際条約が核兵器による威嚇あるいはその使用を何ら特定の認可してもいなければ、一方、かかる威嚇あるいは使用を何ら包括的かつ、全面的に禁止してもいない、ということを示しました⁴²。

それでも、ICJ(国際司法裁判所)は、核兵器による威嚇あるいはその使用が、一般的に武力紛争に適用される国際人道法に反するであろうとの判断を示しました。しかし、核兵器による威嚇あるいはその使用が、ある国家の存続自体が懸かっているような極限的自衛の状況において、合法であるか違法であるかの最終的な結論を出すことができませんでした。

³⁷ 統合保障措置の適用を受けるためには、IAEAが、その保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質、及び原子力活動を示す兆候もないとの「結論」を出す必要がある。

³⁸ 6つの主要機関は、ICJの他に、国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、事務局である。

³⁹ 裁判官の配分は、安全保障理事会の構成に対応している。

⁴⁰ 裁判所規定の当事国として認められている国(スイス)、ICJ書記局に対して、裁判所の管轄権を受け入れると安保理が定めた要件を満たす宣言を寄託し、ICJの判決に誠実に従うことを約束したその他の国々。

⁴¹ 「各国際連合加盟国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、国際司法裁判所の裁判に従うことを約束する。」

⁴² 1996年7月の総会の勧告的意見。

表 2: ICJ (国際司法裁判所) の勧告的意見の主文を要約して、各票決を載せました。E に関しては、14 人の裁判官のうち賛否の票数が等しく 7 人だったので、裁判長判断で「核兵器の威嚇・使用は人道法に一般に違反する」としました。なお、この E の後半部分「自衛の極端な状況では結論できない」という例外に関しては裁判官によって意見が分かれています。Bedjaoui 裁判長は、この極端な状況において核兵器の威嚇・使用が合法であることを示しているわけではない、と示していますが、Guillaume 裁判官は、禁止されていない限り許されるという国際法の原則から、この場合は合法である、という見解を示しています⁴³。(黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 124, 有斐閣 より作成。)

要約	票決
1. 勧告的意見に対する要請に答えるか否か。	13 対 1
2. 以下のように答える:	全会一致
A. 核兵器の威嚇・使用を特に容認する国際法はない。	全会一致
B. 核兵器の威嚇・使用を包括的に禁止する国際法はない。	全会一致
C. 国連憲章第二条第四項と第五条に違反する核兵器の威嚇・使用は違法である。	全会一致
D. 核兵器の威嚇・使用は国際人道法と核兵器に関する条約と両立するものでなければならない	全会一致
E. 核兵器の威嚇・使用は人道法に一般に違反する。しかし、自衛の極端な状況では結論できない。	7 対 7 裁判長の決定票
F. 核軍縮へと導く交渉を継続し、結論に達する義務がある。	全会一致

3.3 CD (Conference Disarmament : ジュネーブ軍縮会議)

CD (ジュネーブ軍縮会議) は軍縮関連の中では唯一の多国間交渉機関です。冷戦期に国連における軍縮問題審議の停滞を受けて、米英仏ソの 4 カ国によって設立された「10 カ国軍縮委員会」が母体となっています。

現在の加盟国は 65 カ国であり、すべての活動はコンセンサス (全会一致) によって決定されています。

核軍縮交渉については PTBT⁴⁴ (部分的核実験禁止条約)、NPT⁴⁵ (核兵器不拡散条約)、海底における核兵器等設置禁止条約、CTBT⁴⁶ (包括的核実験禁止条約) などが作成・交渉されてきました。

しかし、CD (ジュネーブ軍縮会議) にて扱うべき事項 (例: 「FMCT⁴⁷ (核兵器用核分裂性物質生産禁止条約・カットオフ条約)」, 「核軍縮」等) について、各国・各グループがそれぞれ異なる見解・重点を持っており、これらの事項の扱いを定めた作業計画に対して、CD としてコンセンサス合意ができないことから、その活動が停滞していました。

近年は FMCT (カットオフ条約) についての集中討議がされており、各議題に関しても議論の進展が期待されています。現在も国連から独立した機関ですが、国連は CD に対して勧告を行うことができます。

3.4 包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO 準備委員会)

CTBTO 準備委員会は CTBT (包括的核実験禁止条約)⁴⁸ の国際監視制度 (IMS) の立ち上げ等のために 1997 年 3 月ウィーンで設立されました。

条約が発効すれば CTBT 機関が発足しますが、条約発効前であるので「準備委員会」と称しています。

CTBTO 準備委員会では各署名国・批准国のすべての代表から成る準備委員会と、及びその下部機構としてある作業部会 A と B (A は行財政問題、B は検証問題を扱う) がそれぞれ、年に 2~3 回、各回 1 週間~3 週間の期間で会合を行い、発効に向けての準備のための交渉や作業を行っています。

CTBTO 準備委員会の事務局として暫定技術事務局 (PTS) が設置されています。条約が発効すれば PTS は技術事務局 (TS) となります。

暫定技術事務局の最大の任務は国際監視制度 (IMS) の立ち上げです。これは 4 つの監視方法 (地震学的、微気圧振動、水中音波及び放射性核種) により、世界 321 ヶ所に監視観測所を設け、全地球を 24 時間監視して、秘密裏に行われる核実験を探知することを目的とする制度です。

⁴³ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 126, 有斐閣。

⁴⁴ PTBT (Partial Test Ban Treaty) 成立は 1963 年。

⁴⁵ NPT (Nuclear Non-Proliferation Treaty) 成立は 1963 年。

⁴⁶ CTBT (Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) 条約は未発効。

⁴⁷ FMCT (Fissile Material Cut-off Treaty) ジュネーブ軍縮会議の停滞から 2005 年 7 月末時点においても交渉は開始されていない。

⁴⁸ 宇宙空間、大気圏内、水中及び地下を含むあらゆる空間において「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する国際条約

3.5 UNDC (United Nations Disarmament Commission : 国連軍縮委員会)

UNDC(国連軍縮会議)は、1952年の国連総会で設置された原子力委員会と通常軍備委員会⁴⁹が統合され、新たな軍事のための審議機関として設置された⁵⁰総会の枠外で議題を絞って討議する専門化された審議機関です。

この機関は当初機能することができずにいましたが、1978年の軍縮特別総会において改変が行われて、現在は国連総会の第一委員会と並び、軍縮問題に関して議論をする全ての加盟国が参加する補助機関として、議論が行われています。

第一委員会が国連総会の会期中に開催され、軍縮問題全般を扱うのに対して、UNDC(国連軍縮会議)は総会の枠外で、通常は毎年4～5月に行われています。内容については、同一の議題を3年間継続して取り上げて議論をしています。

1997年から1999年は「非核兵器地帯」「第4回軍縮特別委員会」及び「実質的軍縮」が議論され、2000年から2003年⁵¹では、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられました。しかし参加国の間での合意がなされず、作業文書の採択はされませんでした。

2004年からは新たな議題で議論が行われる予定でしたが、2004年、2005年共に、議題についての合意がなされないままに軍縮委員会の会期が終了しました。2006年には新たに「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」「通常兵器分野における実効的な信頼醸成措置」「UNDC(国連軍縮委員会)の作業方法の改善措置」の議題が合意され、同議題の下2008年まで審議し、作業文書を採択する予定です。

3.6 国連軍縮問題諮問委員会 (UN Secretary-Generals Advisory Board on Disarmament Matters)

国連軍縮問題諮問委員会は軍縮問題に関する国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般について事務総長に直接助言をしています。

個人資格の委員約20名から構成されており、毎年2回、ニューヨークとジュネーブで会合を開催しています。

1978年5～6月に開催された第1回国連軍縮特別総会におけるWaldheim事務総長の提案に基づいて設置されました。設立から1981年12月末までに計7回の会合を開催し、その任務を終了しましたが、1982年の第37回国連総会決議(37/99K)により同委員会を復活させることが決定されました。

またジュネーブにあるUNIDIR(国連軍縮研究所)の運営を監督する理事会としての機能を併せ持っています。

2005年6月～7月に開催された第45回国連軍縮諮問委員会では、主に「大量破壊兵器、及び通常兵器分野での地域的取り組み」、「軍縮関連機関のレビュー」の2分野に関しての議論が行われました。

3.7 UNIDIR (United Nations Institute for Disarmament Research : 国連軍縮研究所)

UNIDIR(国連軍縮研究所)は軍縮および関連問題、特に国際安全保障問題に関する独自の研究を行うこと目的に国連の枠組みにおける独立の研究機関として1982年に設置されました⁵²。

UNIDIRは、第1回軍縮特別総会最終文書の規定に基づいて、関連の総会勧告を考慮しながら活動しており、その活動内容は毎年見直しが行われています。

UNDIRは事務総長の軍縮問題諮問委員会(Advisory Board on Disarmament Matters)による承認を受け、その監督を受けています。また、軍縮問題諮問委員会はUNIDIR評議会の役割も兼ねています。

3.8 DDA (Department for Disarmament Affairs : 軍縮局)

DDA(軍縮局)は国連の事務局の1つで、核軍縮と核拡散の防止を目標とし、且つ生物化学兵器を含む大量破壊兵器に関する軍縮体制の強化を図る部局です。

また、昨今の紛争でしばしば使用される小型武器の不正取引に関する2001年行動計画⁵³の実施の関連で、通常兵器の分野での軍縮活動を促進し、対人地雷の利用制限と、それに関わる軍縮を目指した活動もしています。

GA(国連総会)と総会第一委員会、UNDC(国連軍縮委員会)、CD(ジュネーブ軍縮会議)、その他機関の軍縮分野の活動に対して、実質的、且つ行政的支援を行っており、さらに、各地における軍縮活動の奨励、国連の軍縮活動に関する情報の提供や、軍縮に関する教育活動を行っています。

⁴⁹ 1952年1月11日のA/RES/502(IV)による。

⁵⁰ 1978年6月30日、A/RES/S-10/2(第1回軍縮特別総会の最終文書)によって設置されました。

⁵¹ 2002年は未開催。

⁵² 1982年12月13日A/RES/37/99K(section IV)による。

⁵³ 国連小型武器行動計画

3.9 GA (General Assembly : 国連総会)

国連総会は国連憲章第 4 章により定められた国連の主要な多国間審議機関です。

すべての国連加盟国により構成されており、各国は審議事項に対し、それぞれ1票の投票権を持っています。

国連総会は国連憲章に定められた広範な問題⁵⁴について討議でき、その決議に基づいて国連加盟国、安全保障理事会に対して勧告を行うことができます。ただし、国連総会で採択された決議は、国連内部に関する事項を除き、法的拘束力を持ちません。

3.10 SC (United Nations Security Council : 安全保障理事会)

安全保障理事会は、国連憲章に定められる主要機関の 1 つで、国連加盟国を拘束する決定を行う権限を持つ唯一の機関です。総会が世界的な問題を何でも討議できるのに対して、安全保障理事会は平和と安全保障の問題だけを取り扱います。また、総会とは異なり定期会合を開催しませんが、その代わりにいつでも短時間で招集することができます。

安全保障理事会の構成国は、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の常任理事国 5 カ国 (P5) と、任期 2 年の非常任理事国 10 カ国により構成されています。議長は理事国が交代で 1 ヶ月ずつ担当しており、その選任は、英語表記の国名のアルファベット順により決められています。

常任理事国は通称 P5 と呼ばれており、決議上の特権として拒否権を持っています。投票権は各国 1 票であり、決議採択には計 9 カ国以上が賛成し、いずれの常任理事国も反対しないことが必要となります (大国一致の原則)。非常任理事国の構成は地理的な配分からアジア 2 カ国、アフリカ 3 カ国、東欧 1 カ国、中南米 2 カ国、西欧その他 2 カ国です (地理的配分の原則)。

参考文献

書籍

国際連合広報局, 八森充訳, 2006, 『国際連合の基礎知識』, 世界の動き社.

国際連合広報局, 2001, 『国際司法裁判所』, 国際連合広報センター.

黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, 有斐閣.

その他

外務省 (2007). 軍縮・不拡散. Retrieved April 21, 2007, from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>

外務省国際機関人事センター (n.d.). 国際機関の概要及びホームページ. Retrieved April 21, 2007, from <http://www.mofa-irc.go.jp/link/link.htm>

国連広報センター (2007). 国連広報センター. Retrieved April 21, 2007, from <http://www.unic.or.jp/index.htm>

国立国会図書館 (2007). UN (国際連合). Retrieved April 21, 2007, from http://www.ndl.go.jp/horei_jp/Countries/Un/UN_top.htm

⁵⁴ 例外あり。国連憲章第 12 条 1 項「安全保障理事会がいずれかの紛争又は事態について任務を行っている際は、総会は、安全保障理事会の要請なしに、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない」

第4章 各国の立場の分析

本章ではさまざまな国々や集団の立場・声明・報告書などを紹介します。今回の核問題は状況が非常に複雑で、同じ国が複数のグループに出てきたりします。また同じグループ内でも微妙に立場が異なります。要は「十国十色」なのです。ですからリサーチのときもそのことを少し念頭に置いていけば多少混乱せずすみむかもしれません。

4.1 P5（常任理事国5カ国の総称⁵⁵）

P5は基本的に自らの核兵器の価値を高く評価しており、簡単に手放すというようなことはおそらくないでしょうし、今後も核兵器への依存度を高めていこうとするでしょう。しかしP5内でも核兵器のありかた（位置づけ）は微妙に異なります。そこでここでは1国ずつ見ていくことにしましょう。

4.1.1 アメリカ合衆国

米国は一昔前から核態勢の見直しを図っています。冷戦が終結し、ある意味で「仮想敵国」を見失ったといえます。それは米国の機密文章に如実にあらわれています。NGO出身のWilliam Arkin氏によって2002年に暴露されたNPR (Nuclear Posture Review: 核態勢見直し) 報告⁵⁶では図-1のように米国の軍事戦略を支える三本柱を改めて規定しなおし、米国の軍事戦略が「冷戦期の脅威を基にした(threat-based)アプローチから軍事能力を基にした(capability-based)アプローチ」へ移るとしています。その上で、表-1にあるようなテロリスト⁵⁷：「ならずもの国家(rogue states)」による具体的な不測の事態(contingency)に即して、用いるべき核兵器の力を分類しています。

表-3: NPR (核態勢見直し) 報告に載っている3種類の不測事態とその具体例です。該当国として最後の「予期せぬ不測事態」に中国が含まれていないことに注意してください。またそれ以外にもロシアについての具体的な記述があります：「ロシアは米国の次に最も手強い核能力や、あまり強い印象を与えるものではないかもしれないけれども、実質的な通常攻撃能力を維持している。モスクワとの間で冷戦期にあったようなイデオロギー的な抗争材料は今も存在しない。米国はロシアとより協力的な関係や相互不信や相互敵対といった表現によって定められるような脅威のバランス政策の枠組みからの脱却を模索している。結果として、ロシアに関連した(核攻撃という)不測事態は、少し疑わしくはあるけれども⁵⁸、予期してはいない」。

分類	説明	該当国
不測事態の緊急事態	よく認識されている現在の危険。たとえば <ul style="list-style-type: none"> ● イラクによるイスラエルへの攻撃 ● 北朝鮮による韓国への攻撃 ● 台湾の地位をめぐる軍事衝突 	北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビア、中国
不測事態の潜在的な	大量破壊兵器を有する国がアメリカやその同盟国に対抗するような新たな敵対的軍事同盟ができる事態。	北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビア、中国
不測事態の予期せぬ	キューバ危機のように、突然で予測不可能な安全上の挑戦： <ul style="list-style-type: none"> ● 突然体制が変化して貯蔵してある既存の核物質が新たな敵対的な勢力にわたる ● 敵対者が突然大量破壊兵器の保有を宣言する 	北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビア

⁵⁵ 余談ですが、このP5という言葉はモギコッカー必須用語なので、この核問題に限らず、ぜひ覚えておいてください。

⁵⁶ Global Security. org (2007). Nuclear Posture Review [Excerpts]. Retrieved April 20, 2007, from <http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>

ちなみにこの報告書の冒頭部分には国防省によって暴露前から既に公開されている。

⁵⁷ この「テロリスト」という言葉がアメリカの定義に基づいた用法であることはいうまでもありません。

⁵⁸ 訳注: plausible の意識です

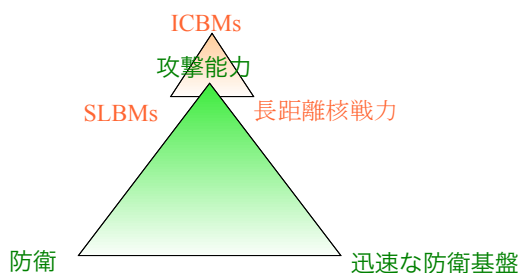


図-1: アメリカの軍事戦略を支える新たな三本柱。1 つ目の柱である「攻撃能力」に冷戦期の軍事的三本柱: ICBM (大陸間弾道ミサイル), SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル), 長距離核戦力が完全に吸収されています。ここでいう「攻撃」とは核・非核を問いませんし, 2 つ目の柱である「防衛」も同様に積極的か消極的かを問いません。

4.1.2 イギリス・フランス

ヨーロッパの P5 は米国と比べると核軍縮に対して比較的柔軟な対応をしています。イギリスは 1998 年に発表した「戦略国防見直し」に基づいて実戦用戦略核兵器を 200 発以下まで削減しています⁵⁹。しかし核兵器の価値を高く評価していることはフランスが 2000 年に開催された NPT 再検討会議で「核兵器の完全な廃絶」の「明確な約束」を最後まで渋ったことからよくわかります。また 2002 年に当時の Geoffrey Hoon 英国防相が「懸念国家の生物・化学兵器に対しては核兵器使用もあり得る」⁶⁰と発言したことからわかるように、核兵器の使用範囲を現在よりも広げようとしていることも確かです。

4.1.3 ロシア

ロシアは経済的な理由もあって核兵器の削減には少なからず前向きな姿勢を見せています。しかしこの削減は米国を筆頭とした NATO が共有している核兵器も同時に削減されることが前提条件となります。ロシアは NATO による東方拡大を強く懸念しており、文言作成のときにも他の核兵器国とのバランスが保たれるような決議案を望みます。また同様の理由から、国内の議会を説得させるために(対外的な姿勢はともかく)対内的には核兵器の先制使用を示唆⁶¹したりしています。

4.1.4 中国

中国の核兵器に関する情報は極めて少ない⁶²ですが、公式発言などから輪郭だけは描くことができます。中国は米国のミサイル防衛⁶³や台湾への武器供与に強く反発しています。そして中国は自国の核兵器は防衛のための最小限度のものであるとした上で「最大の核保有国に核軍縮の特別な責任があり、検証可能で不可逆的で法的義務の伴う方法のつとめて自国の保有核兵器を率先して激減させるべきである」⁶⁴と強調しています。つまり核軍縮をする用意はあるけれども、まずは米国からやってもらおう、というスタンスです。

4.2 NAC (New Agenda Coalition: 新アジェンダ連合)

4.2.1 NAC (新アジェンダ連合) とは

NAC (新アジェンダ連合) はアイルランド、エジプト、スウェーデン、ニューージーランド、ブラジル、南アフリカ、メキシコの 7 カ国からなる核軍縮最強硬派グループです。1998 年 6 月 9 日に、上記の国々にスロベニア⁶⁵を加えた 8 カ国が「核兵器のない世界へ: 新アジェンダの必要性」と題する共同声明を発表したのに端を求めることができます。この NAC (新アジェンダ連合) が結成された当時は、4 月に英仏が CTBT を批准しましたが、直後の 5 月にインドとパキスタンが隣国同士で立て続けに核実験を成功させ、毎年の NPT 準備委員会議では具体的な合意形成がなかなか得られていない状況でした。このような閉塞的な状況の中で、これらの国々は 5 核兵器国と 3 核兵器能力国に対して具体的に広範な核軍縮への道筋を示して、それを要請しています。これらの要請が若干の修正を伴って国連決議として可決されていることを鑑みると、かなり評価できる提案であるといえます。

4.2.2 NAC (新アジェンダ連合) と NPT 再検討会議

NAC (新アジェンダ連合) は 5 年に一回開催される NPT 再検討会議を「核軍縮会議の本舞台」と位置づけ、間の

⁵⁹ UK Ministry of Defence (2006). Strategic Defence Review. Retrieved April 22, 2007, from http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/65F3D7AC-4340-4119-93A2-20825848E50E/0/sdr1998_complete.pdf

⁶⁰ 川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, pp. 121, 岩波書店

⁶¹ 川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, pp. 123, 岩波書店

⁶² この「情報の不透明化」も中国の一つのスタンスです。中国は情報が公開されることに対して過敏に反発するのです。

⁶³ NPT/CONF.2005/WP.2*, Nuclear disarmament and reduction of the danger of nuclear war

⁶⁴ NPT/CONF.2005/WP.2*, Nuclear disarmament and reduction of the danger of nuclear war より拙訳。

⁶⁵ 後にアメリカの圧力で脱退する。

4年間で「前哨戦」⁶⁶として毎年の国連総会を利用しています。具体的には毎年の国連総会で核軍縮を求める強い内容の決議案を可決させ、NPT再検討会議では毎年提出していた国連総会決議案に似た内容の要求を核兵器保有国に要求するスタイルです。NAC(新アジェンダ連合)の作戦は、核兵器保有国の核軍縮を毎年のように確認し合うことで国際世論を明確にし、その上で5年に1回のNPT再検討会議において明確になった国際世論を拘束力のある形にして核兵器保有国に要求するものです。NAC(新アジェンダ連合)にとって国連総会はまさにNPT再検討会議の「前哨戦」なのです。

4.2.3 次の目標

NAC(新アジェンダ連合)の功績の一つとして2000年NPT再検討会議において核兵器保有国に対して「全面的な廃絶」を約束させた点があげられます。従来までは核兵器保有国は自らの核兵器廃絶を「究極的な目標」という曖昧な表現ですましていました⁶⁷。それを保有核兵器を「全面的」と文言として残した点で、大きな功績といえるでしょう。そういうNAC(新アジェンダ連合)の挑戦は新たな段階へと進んでいます。

一つ目は消極的安全保障の担保です。消極的安全保障とは「非核兵器国に対して核攻撃をしない」という安全保障です⁶⁸。NAC(新アジェンダ連合)はこの消極的安全保障を「非核兵器国が核兵器による安全保障という選択肢を法的に放棄したことに対して得られる対価」として考えているのです。

二つ目は非戦略核兵器の規制と管理です。冷戦が崩壊し、かつてのように戦略核兵器だけに依存する必要がなくなり、米ロは自国の非戦略核兵器への依存度を高めています。それは概して「新たな脅威」：テロに対する抑止材料としての役割を担わせていると説明できます。

三つ目はNPT加盟国に課せられる定期報告の頻度と書式の統一化です。2000年のNPT再検討会議では最終文書に、「NPTの強化再検討過程の枠組みの中で全参加国が定期報告」⁶⁹を行うことに合意した、と書かれています。どのくらいの頻度でどのような内容を書くのかは明記されませんでした。そこでNAC(新アジェンダ連合)はほぼ毎年開催されるNPT準備会議に報告し、加盟国が統一的な項目について報告するよう提案しました。書式が統一されていないと加盟国が自らを利するようにならざるを得ないという懸念があるからです。

これらの目標は2005年のNPT再検討会議において大きな争点となるはずでした。しかし1番目は議題にもなりませんでしたし、他の項目についても2005年の再検討会議においては何も進展できませんでした。そこがNAC(新アジェンダ連合)の失敗と言えます。

4.3 NAM (Non-Aligned Movement: 非同盟運動) 諸国

NAM(非同盟運動)は「反植民地主義」と「第三世界の安全と自立の確立」の2本柱を掲げて、東西冷戦構造に組せずして「大国」と同等に渡り合おう、として結成された国家グループによる運動です。大国と同等に渡り合うためには相対的に自分たちの軍事レベルをあげることが必要となり、まず「大国」の象徴たる核兵器が一つの大きな標的となります。実際NAM(非同盟運動)諸国は持ち前の圧倒的な参加国数を武器に、過去3度にわたり国連軍縮特別総会の開催を実現しました。そのうち1978年の開催時には、最終文書に「核戦争の脅威の除去」は「緊急の課題」であると文言を残す⁷⁰ことに成功しました。このような成果はたしかに限定的ではありますが、その参加国数の多さゆえに、国際世論の形成に大きな役割を果たすことができたと期待されています。

4.4 NSG (Nuclear Supplies Group: 原子力供給グループ)

「原子力の資機材・技術輸出の規制を通じて、核兵器の拡散防止を目標」⁷¹に、1975年に結成された国家グループです。NSG(原子力供給グループ)はロンドンガイドライン(IAEA INFCIR/254)を基にした独自のガイドラインを策定することによって、核不拡散に対する一定の成果をあげてきました。つまりガイドラインを作ることで原子力関連品(物質・機材など)を、原子力の平和利用の目的には支援し、同時に核兵器開発は規制するという役割を担ってきました。しかしNSGガイドライン実施の際は参加国は自国の国内法に従って行動するので、NSGガイドラインの解釈によって各国の行動は異なります。この問題が表面化したのが2001年のロシアによるインドへの低濃縮ウラン輸出でした。

4.5 JAC (Japan, Australia, Canada: 日豪加)

これらの国々はどれも米国の同盟国です。しかし米国の同盟国の中でも比較的核軍縮に前向きな姿勢を打ち出している点で、他の同盟国とは異なります。たとえばオーストラリアは後述する非核地帯に入っていますし、カナダもドイツと共にNATOにおける核兵器の依存度を減らそうと努力しています。

⁶⁶ 川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, pp. 133, 岩波書店

⁶⁷ 現在でもアメリカ高官などは核兵器廃絶を「究極的な目標」としてしています。しかし2000年NPT再検討会議ではアメリカも「全面的な廃絶」に同意しました。

⁶⁸ もっとも、中国を除くP5は対象をもっと厳格に「NPTに加盟するなどして核兵器放棄を法的な義務としている国」とするでしょう。

⁶⁹ NPT/CONF 2000/28, *Final Documents Volume 1*

⁷⁰ 川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, pp. 133, 岩波書店

⁷¹ 七瀧尚編著, 2007, 『Kansai Model United Nation 2007 年強化春合宿』, pp. 29, n.p.

4.6 N(W)FZ (Nuclear(-Weapon)-Free Zone: 非核 (兵器) 地帯) 設置, または構想段階にある国々

非核(兵器)地帯とは条約によって「核兵器を開発したり保有したりすることを禁じ」⁷²られた地帯です。条約には核兵器国がその地帯に対して核兵器による威嚇・攻撃を行わないという誓約が議定書の形で付属しています。まだ発効していない条約もありますが、以下、図表にまとめてみました。

表-4: 世界の非核(兵器)地帯の一覧です。このうち Pelindaba 条約と中央アジア非核地帯条約がまだ発効していません。Pelindaba 条約に関しては英国ととの領土領有権問題が関連しており、発効の兆しは今のところないといえるでしょう。また中央アジア非核地帯条約に関しては、米国の中東政策やロシアの外交姿勢が絡み合っているため、まだ発効していません。またモンゴル非核地位は国連総会決議によりコンセンサスで可決されたので、当然ながら法的拘束力は伴いません。ここにあげたもの以外でも、構想として北東アジア非核地帯、南半球非核地帯などがあります。

条約名	適応地帯	署名年月日	発行年月日
南極条約	南緯 60 度以南すべて	1959 年 12 月 1 日	1961 年 6 月 23 日
Rarotonga 条約	オセアニアと南太平洋	1985 年 8 月 6 日	1986 年 12 月 11 日
Tlatelolco 条約	南アメリカとその周辺海域	1967 年 2 月 14 日	1968 年 4 月 22 日
Bangkok 条約	東南アジア(陸地のみ)	1995 年 12 月 15 日	1997 年 3 月 27 日
Pelindaba 条約	アフリカ大陸(陸地のみ)	1996 年 4 月 11 日	未発効
中央アジア非核地帯条約	中央アジア諸国(陸地のみ)	2006 年 9 月 8 日	未発効
モンゴル非核地位	モンゴル一国	1998 年 12 月 4 日(国連総会決議)	

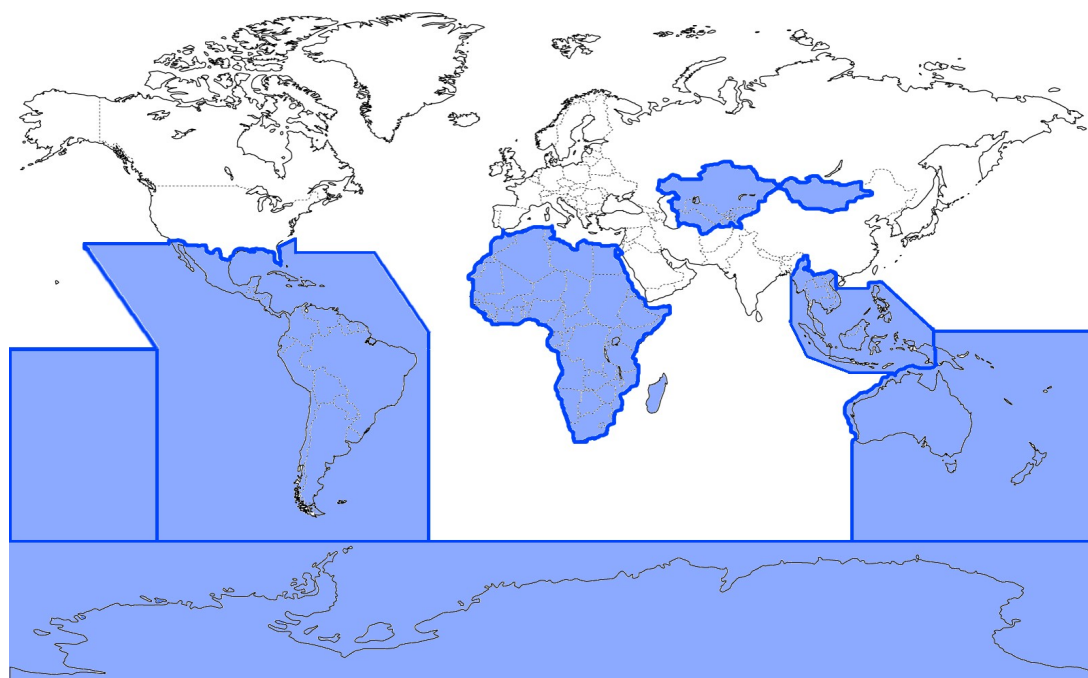


図-2: 非核(兵器)地帯の概略図。一部未発効の地帯があります。川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, 岩波書店より白地図 (<http://www.freemap.jp/>) を用いて作成。

⁷² 川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, pp. 148, 岩波書店

参考文献

公式文書

NPT/CONF.2005/WP.2*, *Nuclear disarmament and reduction of the danger of nuclear war*

NPT/CONF.2000/28, *Final Documents Volume I*

UK Ministry of Defence. Strategic Defence Review (2006). Retrieved April 22, 2007, from http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/65F3D7AC-4340-4119-93A2-20825848E50E/0/sdr1998_complete.pdf

書籍など

川崎哲, 2003, 『核拡散 - 軍縮の風は起こせるか - 』, 岩波書店

黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, 有斐閣

七瀧尚編, 2007, 『Kansai Model United Nation 2007 年強化春合宿』, n.p.

谷口多聞編, 2005, 『第 17 回模擬国連会議全日本大会 議題概説書 国際連合総会第一委員会 Vol.1』, n.p.

その他

Global Security.org (2007). Nuclear Posture Review [Excerpts]. Retrieved April 20, 2007, from <http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>

第5章 その他核廃絶を求める動き

核問題は何も各国の大使だけががんばって会議をしているわけではありません。他の多くの活動もあります。たとえば NGO などはその良い例です。そこでここでは各国大使以外の核廃絶を求める動き: 報告書を簡単に紹介します。

5.1 Canberra 委員会報告書

1995 年の国連総会において、オーストラリア政府は世界中の有識者からなる「核兵器廃絶に関する Canberra 委員会」の設置を表明しました。その目的は

- 核兵器のない世界での安全保障問題を検討すること
- 核兵器廃絶に向けてどのような措置をとるべきかを具体的に提案すること

でした。17 人の有識者が翌年 1 月から話し合い、8 月に報告書を出しました。

報告書では核兵器廃絶を達成するための第一要件として

- 最高の政治レベルで、5 核兵器国が核兵器廃絶を明確に約束すること(約束目標 1997 年)⁷³
- 核兵器廃絶を達成するために、どのような措置を具体的にとらなければならないかを即時に交渉し始めること

をあげています。そして即時にとるべき措置として

- 核戦力の警戒態勢からの解除
- 弾頭の運搬からの取り出し
- 非戦略核兵器の配備の終了
- 核実験の終了
- 米ロ核兵器の一層の削減交渉開始
- 核兵器国間における相互的な先制不使用の約束、および非核兵器国との関係における使用禁止の約束に合意すること

を、その後にとられるべき措置として

- 水平的拡散を防止するための一層の行動
- 核兵器のない世界のための検証・取り決めの開発
- 核爆発目的の核分裂性物質の生産停止

を、最終的には全核兵器国が保有核兵器数を 100 以下にし、その後は徐々に 0 にしていくという計画を提案しています⁷⁴。

5.2 Stimson Center 報告書

Stimson Center 報告書は「冷戦後の核兵器の役割とリスクを根本的に再評価する必要がある」⁷⁵という考えに基づいて主に米国の核戦略の見直しを提言した報告書です(1995 年から 1997 年提出)。この報告書では、下図のように、世界の核廃絶を 4 段階にわけて提案しています。

⁷³ この時点でまだインドとパキスタンは核実験を行っていませんでした。

⁷⁴ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 140, 有斐閣

⁷⁵ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 141, 有斐閣

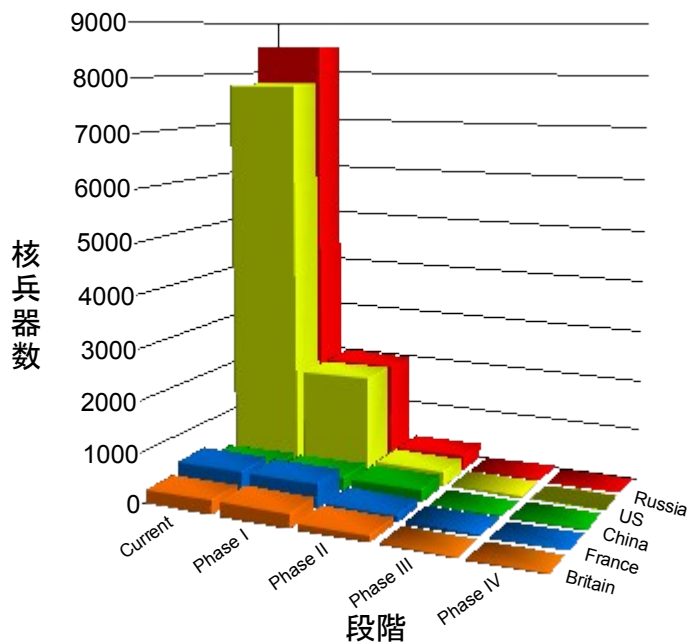


図-3: Stimson Center 報告書で提案されている核兵器削減案です。縦軸が核兵器数をあらわし、5 核兵器国が各フェーズにしたがってどのように削減していくべきかが示されています。現在の核兵器数については、この報告書が提出された当時の概数であり、特に中国の核兵器数は詳細な公文書がないので、推定値となっています。(The Henry L. Stimson Center, 1995, *An Evolving US Nuclear Posture – Second Report of the Steering Committee Project on Eliminating Weapons of Mass Destruction* – , The Henry L. Stimson Center より作成)

5.3 米国科学アカデミー報告書

1997年6月に米国科学アカデミーの国際安全保障・軍備管理委員会によって「米国の核兵器政策の将来」と題する報告書が提出されました。そこでは過去に米国が実施していた核抑止政策は「核抑止を核攻撃の抑止という中核機能に限定することにより、緩和できるし、緩和すべきである」⁷⁶と、米国の核政策変更の見解を示しています。そしてこの中核機能がうまくはたらくために

- 短中期的な核兵器削減
- 核兵器の保有が許されない国際状況を促進するための長期的な努力を検討しています。

参考文献

公式文書

The Henry L. Stimson Center, 1995, *An Evolving US Nuclear Posture – Second Report of the Steering Committee Project on Eliminating Weapons of Mass Destruction* – , The Henry L. Stimson Center

書籍など

黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, 有斐閣

⁷⁶ 黒沢満, 1999, 『核軍縮と国際平和』, pp. 141-143, 有斐閣

第6章 論点

6.1 論点

いままで見てきてわかる通り、核問題にアプローチするときにはだいたい2つの道があります:核の不拡散を強化する方法と核兵器の廃絶を目指す方法です。会議を臨むにあたっては、大使であるみなさんがどちらのアプローチをとるのかを決めてください(もちろん第三の道を模索してもかまいません)。会議中に決めてもいいですし、その前の事前交渉の時点で決めてもかまいません。しかし**どちらのアプローチをとるかを決めない限り議論は進展しません**。そこをよく考えて、会議の始まる早いうちには決めておいてもらわないと困りますよ♪概していうならば、核保有国はどれだけ保身できるか、核廃絶国はいかに自国の(あるいは世界の)安全を確保し、脅威をぬぐい去ることができるか、の二項対立となるでしょう。この構図でいけば、積極的安全保障と消極的安全保障の対立もできます。こちらの論点も、以下の対立軸とは別個に、もう一つの論点となり得るでしょう。

6.1.1 不拡散強化

こちらの場合には特に核兵器国の臨むパターンです。いかにして核兵器の拡散を未然に防止するのか。その対象は国家に限らず、団体や個人にも及びます。こちらのアプローチを選んだ場合の大きな争点をあげておきます。コンセンサスをとりやすいのはこちらかもしれません。

- NPT 非加盟国に対して不拡散対策をどのようにすすめるべきか、どのような対処が良いか。
- テロ支援団体へ核兵器(またはその技術)がわたることをどのように防げば良いか。

6.1.2 核廃絶

こちらは特に NAC(新アジェンダ連合)の好むパターンです。実際の国連総会では全国連加盟国が参加しているので、この手の決議案は毎年簡単に通りますが、今回の模擬国連総会では核兵器保有賛成国と反対国の数はほぼ同じです。そのことを留意すると、激しい攻防が繰り広げられることが予想されます。達成感だけはやたらと得られるかもしれません。こちらの場合ですと

- 核兵器禁止条約などの協議開始について
- 核廃絶の道程の提案

などがあげられます。

6.2 今回は扱わない議題 (Out of Agenda⁷⁷)

核問題は今まで見てきた通り非常に広範で複雑な問題です。そこで今回は大使のみなさんが会議の方向性を見失わないために **Out of Agenda** を設定します。核問題に関係ない議題はもちろんですが、以下に示すような議題についても、今回の会議では触れないようにお願いします。

6.2.1 宇宙開発

冷戦期にアメリカが打ち出した「スター・ウォーズ構想」に端を発する宇宙開発はジュネーブ軍縮会議や国連総会でも重要な議題となっています。しかし宇宙開発を今回の会議の中で扱うのは非常に骨の折れることで、その原因はリサーチの難しさや各国の立場(具体的には中国とアメリカが対立するという構図)としての複雑さにあります。それに加えてこの議題自体も広範なので、これだけで BG 一冊できてしまうくらいです。ですのでこの宇宙開発は **Out of Agenda** とします。

6.2.2 核兵器使用に伴う環境問題

これも非常に重要な議題です。実際 ICJ(国際司法裁判所)に核兵器の違法性について勧告的意見を最初に求めたのは WHO(World Health Organization: 世界保健機構)でした⁷⁸。WHO の目的は核兵器そのものというよりは、むしろ人体や環境への悪影響を考慮した内容でした。この問題を扱うと劣化ウラン弾を代表とするような「疑似核爆弾」⁷⁹も対象にしなければならず、あまりにも範囲が広がってしまいます⁸⁰。そこで環境問題も **Out of Agenda** とします。

⁷⁷ この用語もモギコッカー必須用語なのでぜひ覚えましょう。

⁷⁸ この要請は結果的に門前払いされています。

⁷⁹ 今、勝手に命名しました。正式な名称ではありません。

⁸⁰ 劣化ウラン弾と環境への悪影響との相関関係についてアメリカは否定していますが、WHO や UNEP(United Nations Environment Programme: 国連環境計画)は調査や汚染除去を勧告しています。

編集後記

ここではこのBGの原稿を書いてくださった方々の編集後記を載せます。

鈴木崇祥（第1章担当）

皆さん大変お疲れ様でした。BG執筆を終えて率直な感想としましては、最後まで書き終えることが出来ず、残念かつ申し訳ない気持ちでいっぱいです。

私は核兵器の分類も含めた「核兵器の歴史」を担当しましたが、人類がこれほどの短期間に全人類を一瞬にして破滅させてしまうほどの強大な破壊力を持ってしまったことに驚きと、それと同時に恐怖を感じました。今なお人類は核兵器を廻って争いを続けています。核兵器とは一体何なのでしょう？人類にとって核兵器は本当に必要なのでしょうか？我々日本人も唯一の被爆国民として核兵器問題をもう一度真剣に考え、国際社会の中で重要な役割を果たしていくべきだと強く思います。

立山泰行（第2章担当）

札幌初のBG執筆に加われて光栄です。

そして、今回ディレク様にはかなり迷惑をかけました。

メ切は破るためにある、とはよく言ったもので、多少の殺意を感じながら、

しかも最後の最後にハプニングに見舞われながら、やっとの提出でした。

ひー。ごめんなさいー。

小原奈緒子（第3章担当）

札幌模擬国連初のBG（議題概説書）の執筆に際し、初めはどうしていいのかわからず、ただ闇雲に『国際連合の基礎知識』を読み、他の模擬国連BGの体裁を見て、そこからポツポツと書き始めた。

去年、初めてBGを見たときは「こんなの、自分達で書けるのかい？」と正直恐れおののいた。

インカレサークルの活動に関してはベテランかも知れないけれど、モギコッカーとしてはまだまだ1年生。みんなと同じである。

おまけに全日にも出ておらず、会議経験も少ない。こんな自分が書いてもよいのかなという葛藤の中で書き進めた。

内容はもちろんのこと、各箇所のフォント、脚注のつけどころ、参考資料の参照ページの書き方…至るところに注意を払っても、どこか間違っていたりする。

何回か書き直して、完成したときは、ちょっと嬉しかった。

ちょっと？いやいや、すごく嬉しかった！嬉しかったというよりは、満足したというのか、なんか達成感があった。

書き終わった今は、早くBGの完成版が読みたい！の一言です。

札幌模擬国連として初めてのBG。みんなの他にも、OBや、国研のマー君、奈穂たんにも読んでもらいたい！

そんなBGに仕上がっている…はずです。

あとがき

この BG は当然のことながら多くの人に支えられて完成しました。特に次のページに載っている方々には、多忙の中、担当章の BG の原稿を書いていただきました。原爆ドームの写真がこの BG の表紙に載せることに快諾してくれた親戚にも、ここで感謝したいと思います。執筆に際しても会議監督としていたらない点が目に余るほどありましたし、この BG も「おまえ、本当にわかって書いてるのか！」と、どこからともなく罵声が聴こえてきそうでこわいです。しかし、BG 執筆時にはそういう「劣等生」を多くの方が暖かく見守ってくださいました。本当にありがとうございます。これを機に老害を最小限度にとどめるべく、少し手を引こうと思います。

質量の無視できる丈夫な糸に質点をつけ、振り子運動をさせることを考えます。振り幅が十分小さいときは、この振り子は調和振動子として運動をほぼ完璧に記述できることは有名です。しかし振り幅の近似をせずに完全にこの振り子の運動を方程式に記述して振り子の瞬時値を得ようとすると、これはカオス系になって一般には解けません。

この一見簡単そうな振り子運動について一般解を得ることができない - それはこの核問題の会議に似ていると思います。核会議は一見対立点が明らかであり、あとはそれに向かって互いに折り合いを付けていくだけのように思われます。しかし現実には、一般解を得ることは極めて困難です。では特殊解を見つけよう！それが PTBT・CTBT や NPT、さらに非核地帯設置の試みのような気がします。そして一定の成果はおさめました。しかし特殊解がだいたいい出そろったところで、そろそろ一般解もほしいところです。特殊解は所詮、特殊解なのです。まだ見つけきっていない特殊解をすべて見つけ出すのか、それとも一般解 - 核兵器の全面禁止 - を求めるのか。解を求める際も、どのようなアプローチで求めるのか。Euclid 空間上で Newton の方程式に従って古典的に解くのか、それとも Euler - Lagrange の式や Hamiltonian の正準方程式と Poisson 括弧を用いて一般化座標上で解くのか、はたまた、コンピュータによる数値解析をするのか。会議監督としてみなさんにいろいろ考えてほしいのがこの議題です。

それではみなさん、解探しに励んでください。

2007 年 5 月寒さの抜けきらない札幌にて

石倉究